

研究指導 大橋 良生 講師

資本市場の国際化における日本の会計基準

壽田 明恵

序

科学の進歩、情報分野・通信分野での技術革新がめざましい発展を遂げ、企業活動や資本市場のグローバル化が進んでいる。今日では、人・モノ・金が国境を越えて動き回っている。このおり、貨幣の移動は各国の資本市場で行われるが、各国で設けられたルールや基準では、必ずしも統一されていないことから、対応が難しいことがある。このような状況を解消するために、地球規模での共通のものさし(グローバル・スタンダード)が必要となる。現在、ヨーロッパを含む国々では、グローバル・スタンダードとして期待されている国際財務報告基準(IFRSs)の採用がすすめられている。しかし、主要先進国であるアメリカ、カナダ、および日本は2007年現在、IFRSsを採用していない。

会計基準とは財務諸表を作成する際に従う基準である。企業が国際的に資金調達をする際には各国資本市場で適用される財務諸表を作成しなくてはならない。現在、わが国の会計基準の一部は、主にEU市場で用いられているIFRSs、およびアメリカ市場で用いられているアメリカ会計基準と乖離している。本研究では、会計情報の役割を踏まえた上で、IFRSsの設定の経緯、およびIFRSsとの比較を交えて、わが国の会計基準について考察する。

第1章 財務会計の役割と問題の所在

1. 財務会計の役割と逆選択の問題

財務会計とは、企業が企業外部の利害関係者に対する報告を目的とする会計であり、2つの役割を担っている。株式会社を前提とした場合、1つは、企業の財政状態や経営成績について真実の報告を投資者に提供する情報提供機能である。いま1つは、主に、経営者と株主、および株主と債権者の間の利害調整機能がある。

ここで、情報提供機能を詳しくみていくこととしよう。

経済取引が行われる際に、取引の当事者全員に必要な情報が行き渡らず、一部の当事者だけに情報が偏在する場合がある。この状況を情報の非対称性という。この情報の非対称性は、逆選択をもたらす。

逆選択とは、低品質な財が市場を支配する問題で

あり、証券市場でも起こりうる。この問題に対し、財務会計は、情報の非対称性を小さくする役割を担っている。例を挙げると、証券市場のディスクロージャー制度がある。日本では5億円以上の有価証券を、不特定多数の投資者に発行する際、金融商品取引法により有価証券届出書と目論見書の作成・開示が義務付けられている。また、有価証券が証券取引所に上場され流通させている企業には、有価証券報告書を毎期作成し開示することが求められている。投資者は信頼性のある会計情報に基づいて、有価証券の品質を評価できる。この強制されたディスクロージャーに加えて、自主的なディスクロージャーが十分な効果を発揮できれば、情報の非対称性が軽減され、逆選択の問題を回避でき、証券市場が適切に機能することが期待できる。

2. 情報提供機能の実証

アメリカのBeaver(1968)は、利益情報公開時点における株価のばらつき(分散)の変化を調べた。大塚他(1981)も、Beaver(1968)に倣い、東証の記者クラブで発表される決算データの有用性を調べた。アメリカと日本での調査結果を比較すると、両方に、年次決算データの公表週に異常な株価反応が全体に生じたと考えられる結果を得た。これは、決算データの公表が市場に情報を提供したことを意味し、会計情報の有用性を裏付ける証拠といえる。

Beaver(1968)と大塚他(1981)の調査結果により、会計情報が、アメリカおよび日本の資本市場において投資者の投資意思決定に有用であることが実証された。

3. 問題の所在

投資者は投資を行う際に、財務諸表を含む会計情報を利用し、投資を行っている。しかし、自国の会計基準と異なる会計基準で作成された財務諸表を用いた場合、会計基準が異なることを見落としたことから誤った評価となる可能性がある。投資者は自己責任において投資活動を行っていることから、多くの正確な企業情報を必要としている。会計情報が異なることは、投資者の立場からみれば、A国企業とB国企業の当期純利益を単純には比較できないことを意味している。

会計基準の相違は、投資者が正しい評価を行うことを妨げることを意味する。このような事態を防ぐため、各国の企業を比較するグローバル・スタンダードなものとして、IFRSsが必要とされ、これまでに構築され、一部の国々で採用されてきている。

また、日本企業が海外で資金調達する際には、その国の会計基準で財務諸表を作成しなくてはならない。その為、複数の国で資金調達するにはその国の数だけ作成する必要がある。すなわち、適用会計基準が違えば、財務諸表作成コストが増大する。そこで、誤った投資意思決定を避けるため、および追加的財務諸表作成コストを避けるために、IFRSsがグローバル・スタンダードとして期待されている。本研究では、このIFRSsに焦点を合わせ、その構築の経緯、およびそれとわが国の会計基準との関係から、わが国の会計基準について考察する。

第2章 IFRSsとその導入に関する経緯

1. 国際会計基準委員会の誕生

今日の国際的収斂の主役である、2つの会計基準設定主体が誕生したのは、今から30年以上も前の1973年のことである。一方はアメリカ基準を設定しているアメリカ財務会計基準審議会(FASB)であり、他方は国際会計基準審議会(IASB)の前身である国際会計基準委員会(IASC)である。本章では主にIASCの経緯に焦点をあてていく。

設立当時のIASCの目標は「監査の対象となる財務諸表の作成提示にあたり準拠すべき基本的な諸基準を公共の利益のために作成公表し、かつ、これが世界的に承認され遵守されることを促進する」ことであった。国際的調和化を目標に掲げ、IASCによって、国際会計のルールであるIFRSsの設定が開始された。IASC設立から約15年の間に設定されたIFRSsでは、よほど不適切だと判断された会計基準を除き、幅広い会計基準をIFRSsとして容認していた。

2. 国際化に反対した日本

1993年11月2日から5日までの4日間、国際会計基準委員会の定例理事会が開かれた。この理事会のメンバーは、日本などの13カ国の公認会計士団体の代表に、財務アナリスト協会国際調整委員会を加えた14団体であった。日本からは会計士である白鳥栄一氏が参加し、議長役を務めていた。この会議の最大のテーマは「比較可能性プロジェクト」と名付けられた議案の票決であった。世界中の企業の経営成績を比較できるように、決算書作りのルールであ

る会計基準を世界的に統合することが、このプロジェクトの狙いであった。この議案の票決では、日本だけが唯一反対した。日本代表が反対したのは、日本には日本の経営慣行があり、会計基準はそれを反映して設定されるので、海外の会計基準を簡単に受け入れるわけにはいかないとの業界の主張を考慮したからである。

当時の日本の会計原則は取得原価主義であり、取得した時点での価額が帳簿価額となる。すなわち、企業が持つ株式や土地など、資産の含みを反映した時価は帳簿には表れない。しかし、IFRSsでは「含み」を帳簿価額に反映させる、時価主義であった。日本企業の強さは、昔から持つ株式や土地に含まれる「含み益」にあった。しかし、バブル期に取得した株式や土地にはバブルの崩壊により「含み損」が生じており、時価主義による「含み」、特に含み損の表面化を恐れ、経団連をはじめとする産業界は会計基準の国際化には反対していたのである。

3. 国際会計基準審議会の誕生と現在の取り組み

日本が国際化に反対してから5年後の1998年12月16日、ドイツのフランクフルトで、IASC理事会が行われた。ここで、日本は今までとは全く違う姿勢を取った。今回の会合では金融商品の暫定的な会計基準を決める投票が行われていた。この基準案に従うことは、時価評価が義務付けられることである。日本は時価評価に対して積極的に向き合っていた訳ではなく、なし崩し的にグローバル・スタンダードを受け入れると表明したにすぎなかった。

1998年ごろから、IASCの組織変革が提案され、民間の会計基準主体が国内になればグローバル・スタンダードの設定に参加することができないことが伝えられた。また、新しい国際的な会計基準設定主体の形成に向け、評議員を選出するIASCの指名委員会の委員の選出が行われた。当時、日本には民間の会計基準主体がなかった。新しいIASB組織の14人のメンバーは評議員によって選出されるため、日本人がIASB理事に1人もなれないのではないかと懸念があった。当初、IASCの指名委員会に選出されたメンバーに、日本人の名前はなく、この人選を基本的に仕切った、当時のアメリカ合衆国証券取引委員長に日本人から2名の評議員を選んでもらおうと、訴えた。その後、選出された19人の評議員には日本人の名前があり、IASCからIASBへと組織改革を受けた。IASBは、2001年4月から直接各国の基準設定主体と連携する形で会計基準づくりを本格的に開始した。

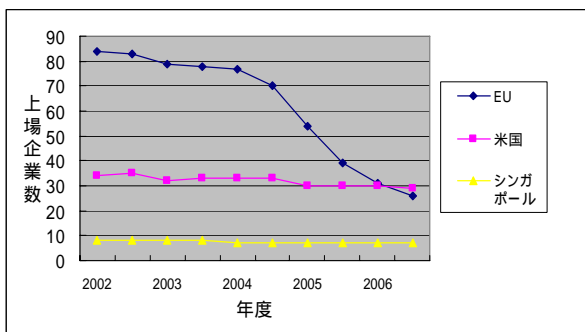
第3章 同等性評価の問題と、わが国の会計基準設定の動向

1. EU による同等性評価の問題

2005 年 1 月から EU 域内に上場企業に対して、IFRSs または EC(欧州委員会)が認めたものを強制適用としてきた。

2006 年 4 月、EC 会計基準委員会は、欧州委員会に現在、IFRSs を導入していない日本をはじめ、アメリカ、およびカナダに対して、各国の会計基準が IFRSs と同等な質であるかの評価に関する結論を 2 年間延長すると勧告した。延長の理由は、3ヶ国の基準設定機構と IASB との間でコンバージェンスの活動が行われているからである。また、アメリカ合衆国証券取引委員会が IFRSs による財務諸表を調整なしで認める可能性が高くなったことも大きな理由であると言われている¹。この 2 年延長の勧告が、EC 委員会で承認される可能性は高く、IFRSs との収斂(コンバージェンス)の問題は、かつて 2005 年問題とされていたが、2 度の延長により 2007 年問題となり、いまでは 2009 年問題と言われている。

図 資本市場における日本企業の上場数の推移



(出所) 黒澤利武・金融庁総務企画局参事官「会計基準・監査を巡る国際的な動向」平成 19 年 7 月 14 日、日本監査研究学会・第 29 回東日本部会、配布資料。

上図は海外の資本市場での、わが国の上場企業数の推移を表わしている。図によると、特に、EU 市場から 2004 年以後、急激に撤退していることがわかる。これは、2005 年から EU 域内の上場企業に対して、IFRSs または欧州委員会が認めた会計基準を強制適用とすることが一因として考えられる。結果として、海外の投資者は日本企業から離れる可能性がある。作成コストの増大、および投資者のミスリーディングを理由に、本当の EU 市場での資金調達を必要としない日本企業は EU 市場から撤退したと考えられる。

¹ 長谷川(2004)、p. 48。

日本は、会計基準の統一に対して、賛同の姿勢であるが、会計基準を作成するコストは膨大であり、自国ルールへのこだわりから共通化への取り組みについては先進国の中で遅れを取っている。EC 規則などのスケジュールによると、遅くとも 2008 年 4 月 1 日前に収斂(コンバージェンス)の進展状況等に関する報告書が提出される予定となっている。そのため、わが国でも計画的に対応していかななくてはならない。

2. IFRSs の強制適用の延長

ここでは、2005 年問題が 2007 年問題へと、そして 2009 年問題へととなった経緯について述べる。2004 年 5 月、EU の加盟国は 25 カ国となった。EU は 2005 年 1 月、EU 域内の上場企業に IFRSs を強制適用とした。発行開示を規制する目論見書指令と、定期開示を規制する透明性指令によって、2007 年 1 月から EU 域内で証券を公募するために、上場する全ての企業に、IFRSs またはこれと同等と認められる会計基準による連結財務諸表作成を要求している。この問題は、2005 年 1 月から、EU が IFRSs の強制適用を採用するとし、2005 年問題として注目を浴びた。その後、EU 域外の企業への強制適用が 2 年延期され、EU による同等性評価へと新たな展開を受け、2007 年問題となった。

2006 年 4 月、欧州委員会は EU 域外の企業に対して、カナダ、アメリカ、日本の会計基準の使用を 2008 年まで認めるとすると公表した。この同等性評価の延期の提案によって、2007 年問題は先送りされた。再び、2 年間延期されたことから、この問題は 2009 年問題と捉えられる。この 2 年間の延長は EU とアメリカの会計戦略の駆け引きの結果である。

3. わが国の会計基準の国際的ハーモニゼーションに向けての動き

金融ビッグバン以降、わが国の会計基準およびディスクロージャー基準は大幅に改訂されてきた。具体的には、連結会計基準、退職給付会計基準、税効果会計基準、金融商品会計基準、減損会計基準および企業結合会計基準である。この会計基準の国際的ハーモニゼーションに向けての改訂作業により、日本の会計基準と IFRSs との実質的な差異は削減された。2004 年 10 月、わが国の企業会計基準委員会と IASB は、会計基準のコンバージェンスを最終目標とする、現行基準の差異を縮小する共同プロジェクトを立ち上げるために協議を開始し、2005 年 1 月、そのプロジェクトの立ち上げの合意に至った。

2005 年 3 月、企業会計基準委員会と IASB は会計基準のコンバージェンスに向け、共同プロジェクト

の会合を開催した。この会合では比較的着手しやすいところから、取り組むことで合意した。

第4章 終わりに

会計ビッグバンの目的の1つである日本の会計基準の国際的調和化は、達成しつつある。2006年7月より、企業会計基準委員会が定めた棚卸資産の評価に関する会計基準では、通常の販売目的で保有する場合は、棚卸資産は低価法での評価となっている。そのため、今までの会計基準の内容に大幅な変更が必要になっている。日本の会計制度は部分的に改訂、改革が行われてきた。しかし、幹である企業会計原則は変わってはいないのに対し、その枝葉である会計基準が別々に変わってきていることで、首尾一貫性が欠如しているとの指摘がある。

国際財務報告を行う際に、英文マニュアル・レポートを発行している日本企業の多くは、便宜的作成方法を採用している。この便宜的方法は、財務諸表の言語を外国の利用者の言語に翻訳し、金額も利用者の国の通貨単位に換算する。そのため、利用者は自国の基準によって作成されたと思い、直接財務諸表を比較できると誤解をしてしまう可能性がある。この場合、本来的には利用者はその国の会計基準を理解する必要がある。

現在の状況では、2009年にはEUとアメリカが相互容認を行う可能性がある。このことは、アメリカ基準とIFRSsが、世界中の資本市場上場のための基準として認められることを示唆している。このままでは、日本の会計基準が世界の資本市場から孤立する局面にあるといえよう。

IFRSsが世界各国で適用され、信頼できる財務諸表を作成するためには、企業会計基準設定主体、規制当局、政府、監査人、および企業などの関係者が国際的に協調する必要がある。

日本の会計基準が信用できるものとなり、世界で認められるためには、会計基準全体を通し、整合性のある考え方に統一するべきである。現在、日本でIFRSsをそのまま受け入れている企業はほとんどない。わが国でIFRSsを浸透させていくには、IFRSsとの大きな差異を認識し、その基準の改善を図るべきである。会計基準の適用対象を分けることからはじめ、国際化が求められる上場企業などは徐々にIFRSsに近づけていくべきである。また非上場企業などは、現行の会計基準の適用を認めるなどとして各国独自の文化的背景と事業活動を特定の状況に配慮することで、最も成功すると考える。さらに、日本の文化的要因や日本の特性の持つ意義を世界に積極的に主

張するべきである。

各国の会計基準の差異は、各国の経済的実態の差異を背景としている。その差異の影響に対応した開示が行われていれば、投資者には国際比較の大きな障害にはならないと考える。それは、各国の経済状態などを考慮せずに会計基準の国際的収斂を進められれば、各国の実態を正確に表わすことが出来ないとの意見がある。わが国は、そのままIFRSsを受け入れるのではなく、日本の文化的要因や日本の特性などを考慮しつつも、今後の会計基準の国際的収斂に向けて、IFRSsへ歩み寄っていく必要がある。

本研究では、わが国の会計基準が国際的に認められるか、また認められるにはどのような改訂が必要かを考察することを目的として進めてきた。この他に、財務諸表を利用する投資者の立場、および会計基準を利用し、財務諸表を作成する企業側の立場の問題点が残されている。

主要参考文献

- Beaver, W. H., "The Information Content of Annual Earnings Announcements," *Journal of Accounting Research*, Vol. 6(Supplement), 1968年, pp. 67-92.
- 磯山友幸『国際会計基準戦争』日経 BP 社、2002年。
- 大塚宗春他「資本市場における会計情報の有効性」『企業会計』第33巻第1号、1981年、pp. 164-178。(石塚博司編著『実証会計学』中央経済社、2006年、pp.81-107所収)
- 加藤厚『新会計基準の完全解説-IOSCOの影響と更なる制度改革の方向』中央経済社、2002年。
- 粥川和枝『国際財務報告-IFRSの受入れに向けて-』創成社、2004年。
- 古賀智敏「会計基準のハーモニゼーションと国際会計基準の浸透化-日本企業の対応と課題-」『国民経済雑誌』第193巻第6号、pp17-29、2006年。
- 白鳥栄一『国際会計基準』日経 BP 社、1999年。
- 橋本尚『2009年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞、2007年。
- 長谷川茂男『世界が動く 日本が変わる会計2009年問題』中央経済社、2004年。
- 藤沼亜起・八田進二・橋本尚『国際会計-これまでの100年、これからの100年-』同文館、2004年。